

議案第四三号

町長の専決処分事項の報告について
緊急執行を要した母子家庭内取生業繰替金の予算外義務負担については地方自治法第七十九条第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したから同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

昭和三十四年七月十八日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和卅四年七月拾八日承認

原案可決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎



専決処分書

地方自治法第七十九條第一項の規定により左記のとおり専決処分する。

昭和三十四年五月十日

三朝町長 坂出 雅 己

記

予算外義務負担について

鳥取県が母子福祉対策として本町母子会に貸付する内取生業繰替金についで左記のとおりその損失を補償するものとする。

記

一、貸付金限度額 拾五万円也

二、貸付期間 昭和三十四年四月一日より昭和三十五年三月三十一日まで

三、償還方法 一時払

四、事業計画書 別紙の通り

五、収入支出予算書 別紙の通り

六、損失補償金額の限度

損失補償は返済期日到来後元金及び利息の全部又は一部が回収されなかつた場合において回収されなかつた金額を損失としてその金額